

## 帝京科学大学奨学寄附金事務取扱規程

### (趣 旨)

**第1条** 帝京科学大学（以下「本学」という。）における奨学寄附金の受入れ及び経理事務については、この規程の定めるところによる。

### (定 義)

**第2条** この規程において「奨学寄附金」とは、民間企業、個人等（以下「寄附者」という。）から本学の教育又は研究を奨励するために寄附される寄附金をいう。

### (奨学寄附金の受入れ制限)

**第3条** 次の各号に掲げる条件が付されている奨学寄附金は、原則として受け入れることができない。

- 一 奨学寄附金により財産を取得した場合、これを寄附者に対して無償で譲与すること。
- 二 奨学寄附金による学術研究の結果、特許権等の知的財産権の権利が生じた場合、これを寄附者に対して使用させ、または譲与すること。
- 三 奨学寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。
- 四 寄附申込後、正当な理由なく、寄附者はその意思により奨学寄附金の全部又は一部を取消することができること。
- 五 その他本学の教育研究上支障があると認められる条件

### (奨学寄附金の受入れ)

**第4条** 奨学寄附金の申込みをしようとする者は、別記様式第1号の奨学寄附金申込書を理事長に提出するものとする。

- 2 理事長は、前項の奨学寄附金申込書を受理したときは、当該奨学寄附金の受入れの可否を決定する。
- 3 第2項の決定に当たっては、寄附の目的等を踏まえ、必要に応じて関係の委員会の意見を聴くことができる。
- 4 奨学寄附金の受入れを決定したときは、別記様式第2号の奨学寄附金受納書により寄附者に通知する。

### (奨学寄附金の使途)

**第5条** 奨学寄附金の使途については、次のとおりとする。

- 一 学術研究に要する経費
- 二 学生のアルバイト謝金
- 三 学生の研究支援に関する経費
- 四 前各号に掲げるもののほか、教育研究の奨励を目的とする経費

**(奨学寄附金の納入)**

**第6条** 奨学寄附金受納書を受理した寄附者は、本学の定めるところにより納入するものとする。

**(奨学寄附金の管理)**

**第7条** 納入された奨学寄附金の管理は、本学会計課が行う。

2 本学は、特定の教員に寄附された奨学寄附金の場合、奨学寄附金の10%相当額を間接経費として徴収するものとする。ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。

**(奨学寄附金の経理)**

**第8条** 奨学寄附金の支払いを必要とする者は、所定の奨学寄附金支出願書と奨学寄附金（支払・立替）依頼表に必要な書類を添えて申し出るものとする。

2 奨学寄附金の使途については、第5条に規定する項目ごとに支出するものとする。

**第9条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

**第10条** この規程の改廃は、理事長が行う。

**附 則**

この規程は、平成11年6月1日から実施する。

附 則（帝京科総第285号 平成19年3月30日）

この規程は、平成19年4月1日から実施する。

附 則（帝京科総第296号 平成28年4月13日）

この規程は、平成28年4月1日から実施する。

附 則（帝京科総第241号 平成31年4月3日）

この規程は、令和元年5月1日から実施する。

附則（帝京科総第91号 令和2年2月28日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、令和2年3月31日までに受け入れた奨学寄附金については、従前の例によることができる。

別記様式第1号

奨学寄附金申込書

令和 年 月 日

学校法人 帝京科学大学  
理事長 冲 永 莊 八 殿

所在地

会社名

代表者名

印

下記により奨学寄附金の寄附を申し込みます。

記

1. 寄附金額 円
2. 寄附の目的
3. 条 件
4. そ の 他
5. 備 考 担当者（事務連絡先・住所）

別記様式第2号

帝京科総 第 号  
令和 年 月 日

殿

〒120-0045  
東京都足立区千住桜木2-2-1  
学校法人帝京科学大学  
理事長 冲永 莊八

奨学寄附金受納書

令和元年 月 日付で寄附のお申し出のありました下記奨学寄附金をお受けします。

記

- 寄附金額 金 円也
- 寄附の目的  
(受入担当者 )
- 寄附条件
- 振込口座 三菱UFJ銀行新板橋支店  
学校法人 帝京科学大学 理事長 冲永莊八  
普通預金 (口座番号) 0004506